

国際会議準備金の支出に関する内規

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この内規は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における国際会議準備金の趣旨を明確にし、その趣旨に則った運用を図るために制定するものである。

2. 名称

基金の名称を粉体工学会国際会議準備金（以下、準備金という）と称する。

3. 準備金の運用

- 1) 準備金は、本会が主催または共催を決定した国際会議の準備および実施に必要な資金として、貸し出しをするための基金として運用するものとする。
- 2) 貸し出しの対象となる国際会議は、当該会議の準備委員会ないし実行委員会等の申し出により本会の理事会（以下、理事会という）が認定する。
- 3) 貸し出しを受けようとする準備委員会ないし実行委員会は、会議の準備および実施に必要とする資金の予算明細書および企画書を作成し、本会の国際交流委員会を通じて理事会に申請することとする。理事会は企画書・予算明細書を検討し、準備金の運用の是非、運用額、使用できる費目等を審議し認定する。
- 4) 主催または共催が決定されるまでに必要な費用、および、その他の国際会議の準備作業に関する費用は、「国際交流費の支出に関する内規」により対応する。
- 5) 貸し出しを受けた国際会議の準備委員会ないし実行委員会は、それぞれの企画ごとに収支計画を厳密に作成し、助成金、寄付金、参加費等をもって、収支欠損なく実施するものとする。国際会議終了後は収支決算報告をし、準備金を速やかに返済するとともに、本会に還付される余剰金が出た場合には準備金に繰り入れるものとする。ただし、収支に欠損が生じた場合は、理事会で審議し、処理する。

（附則）

この内規は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

（付記）

平成30年2月17日 制定（理事会承認）

参考：国際会議の余剰金に関するメモ

1. このメモは、本会が主催または共催した国際会議（以下、会議という）の収支決算によって生じた余剰金の取り扱いについて、特に「国際会議準備金の支出に関する内規」の第3.5) 項の「本会に還付される余剰金」に関する本会の考え方について定めるものである。
2. ここでいう余剰金とは、本会が貸し出した「国際会議準備金」など、会議実行委員会等が運営に当たって借入した金額を返済した後の収支決算によって生ずる余剰金のことをいう。
3. 本会が主催した会議の余剰金は、原則として全額を「本会に還付される余剰金」とする。ただし、本会が後援団体ないし協賛団体等に特に依頼をして、当該団体等の会員に会議の実行委員会ないし運営委員会に参加してもらった場合、その貢献度に応じて余剰金の一部を当該団体等に還

付することができる。

4. 本会が共催した会議の余剰金は、本会が主体となって集めた助成金、寄付金、本会所属会員の参加費等の会議総収入に占める割合、および本会の会議運営上の貢献度に応じて本会に還付されるべきものとする。ただし、共催相手の団体等の諸事情によってはこの限りではない。
5. 第3項のただし書き、および第4項については、会議実行委員会が作成した原案を本会国際交流委員会が審議し、本会理事会が承認する。
6. このメモは制定の日から発効する。

以上